

事務連絡
平成30年1月15日

一般社団法人日本船用工業会 御中

国土交通省海事局総務課調整官

公益財団法人日本財団の造船貸付業務に係る手続きの見直しについて

日頃より海事行政にご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、標記につきましては、造船貸付制度の公正な運用を図る上で、貸付側及び借入側の双方にとって中立な立場にあり、かつ、各地域の造船所等に関する事情を把握している地方運輸局等が申請事業者の推薦を行い、公益財団法人日本財団の資金交付決定審査に活用することを目的として実施しているところです。

当該推薦制度は、資金需要が旺盛であった昭和40年代に政策的に優先すべきものを選別するために始まったものですが、現在は利用者数が減少してきていることから、申請事業者等の事務負担軽減を図るため、平成30年度より当該推薦事務を廃止し、地方運輸局等への借入計画書等（写）の提出を不要とすることを通じて造船貸付制度の手続きを簡素化することによって、事業者の当該制度の利用促進を図ることといたしますので、会員企業への周知につきまして、格別のご配慮を賜りますようお願いを申し上げます。

